

熊取町法人町民税税率表

●法人税割

区分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度分	平成26年10月1日～令和元年9月30日までに開始する事業年度分	令和元年10月1日以降に開始する事業年度分
資本金等の金額が1億円以下の法人	12.3%	9.7%	6.0%
資本金等の金額が1億円を超える法人	14.7%	12.1%	8.4%

●均等割

区分	資本金等の金額	町内従業者数の合計	税額(年額)
9号	50億円超	50人超	3,000,000円
8号	10億円を超え、50億円以下	50人超	1,750,000円
7号	10億円超	50人以下	410,000円
6号	1億円を超え、10億円以下	50人超	400,000円
5号		50人以下	160,000円
4号	1千万円を超え、1億円以下	50人超	150,000円
3号		50人以下	130,000円
2号	1千万円以下	50人超	120,000円
1号		50人以下	50,000円

(注意)

1. 従業者数の合計とは町内の事業所、事務所または寮などの従業者数の合計数。
2. 「資本金等の額」および「従業者数の合計」については、算定期間の末日で判定します。